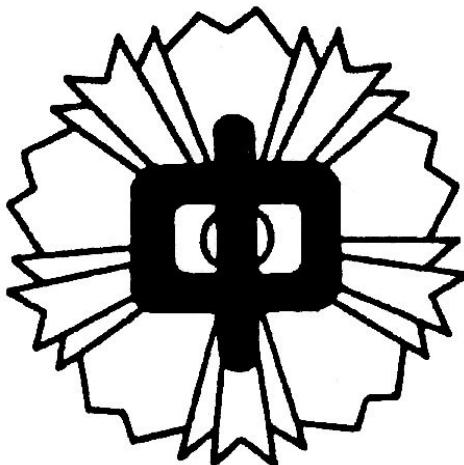


令和3年度

# 小6保護者対象学校説明会資料

令和3年10月9日（土）午前9時45分より



## 杉並区立向陽中学校

所在地	〒168-0073 東京都杉並区下高井戸三丁目24番1号
TEL	03-3302-2989 (受付時間 7:30~18:30)
URL	<a href="http://www.suginami-school.ed.jp/kouyouchu/">http://www.suginami-school.ed.jp/kouyouchu/</a>

## 目 次

1	向陽中の学習指導	2
2	一人一台タブレット端末について	3
3	生活時程と評価・評定	4
4	中学校3年間の生活について	5
5	向陽中の生活指導	6
6	いじめ防止基本方針	7
7	感染防止のための新しい学校での生活様式	9
8	特別支援教育、アレルギー対応について	10

# 1 向陽中の学習指導

## 《教育目標》

(知)よく考える人 (徳)思いやりのある人 (体)たくましい人

↑今年度の重点

今年度から新学習指導要領が全面実施されました。本校では平成29・30年度の2年間、杉並区より教育課題研究指定校に指定され、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業研究、授業改善を行ってきました。具体的には、生徒同士の効果的な学び合いが起こりやすい場面や、生徒が自ら考えを深めるような課題設定について研究を深め、4人組によるグループ協働学習が効果的であるなどの研究成果を得ることができました。本校ではこの研究成果を「向陽中学び合いメソッド」と呼んでおります。

それと同時に、生徒が安心して学べるように、安全で衛生的な学習環境を整備しております。従来のグループ学習も、ともすれば“密集・密接”状態となってしまうため、「感染症対策」をしながらできる限りの教育活動を実現するために、教職員は日々改善に取り組んでいます。例えば、朝礼などの全校集会をオンラインで行ったり、出席停止となった生徒に授業をオンラインで配信したりするなど、生徒の学びの機会を保障しております。本校でも7月までに全生徒に1人1台のタブレットを貸与し、授業ではタブレットで学習課題に対する解答を入力して、教室のスクリーンでそれらを共有できるシステム(ロイロノート)を活用することで、感染症対策と「主体的・対話的で深い学び」を両立させております。

杉並区が推進している小中一貫教育は、次の2つを重視しています。

- (1) 小学校から中学校への学びがスムーズに橋渡しできるよう、学習形態や学習環境への配慮および学び直しの機会の充実(学びの連続性)
- (2) 小中9年間を見通した各教科の学習内容の関連を踏まえた教育(学びの系統性)

この“学びの連続性と系統性”は、義務教育9年間の学習が切れ目なくスムーズに進み、いわゆる“中1ギャップ”的解消に寄与することが主な目的です。そのために地域の小学校と中学校の教員が定期的に一堂に会し、学び方に関する研修や小学校と中学校との情報交換などを実施しています。これらの取り組みは、お子様が中学校に入学された際、スムーズに安心して中学校での学習や生活に慣れるために行っております。

## 《本校のキャリア教育(進路指導)について》

本校のキャリア教育は、義務教育最後の3年間を見通し、生徒本人の希望や興味・関心を生かし、保護者の意向を尊重し、将来を見据えながら行うことを重視しております。

具体的には1年生での職業調べを経て、2年生で5日間の職場体験を行います。実際の職場で仕事をされている方と同じ場で仕事の体験を行うことは、社会性や職業観の伸長にとても大きな効果があるといえます。そして、それらの経験をもとに3年生で卒業後の進路について考え、進路決定をしていきます。これらの学習活動を通じて、各学年でお子様の将来のキャリア形成に関するサポートを行います。

また、小学校で使われている「キャリア・パスポート」は中学校でも引き続き使います。主に進級時や学年末などの節目となる時期にそれまでの成長を振り返る場面を設け、その振り返った内容を記録・蓄積し、将来の進路選択に活用していきます。

## 2 一人一台タブレット端末について

### (1) 貸与・返却と活用について

国が推進する GIGA スクール構想に伴い、杉並区立中学校でも一人一台のタブレット端末を配備し、情報活用能力の育成と学習活動の充実を目指しています。

そのため、お子様が中学校へ入学後、タブレット端末を一人一台貸与いたします。貸与されたタブレット端末は3年間使用し、中学校卒業の際に御返却いただきます。

このタブレット端末は各教科の授業のほか、総合的な学習の時間における調べ学習、さらに宿題などの家庭学習でも活用します。令和3年度は導入初年度であり、活用法について教員も研修を行なながら、学習指導における効果的な使用のあり方を追究しています。小学校で使用経験のある生徒が多いアプリ「ロイロノート」等を積極的に活用し、自ら課題に対する答えを求めて主体的に学ぶ態度を育み、一人一人の回答や意見を全体で共有し、協同的に学ぶ機会を作り、生徒の学びを深めています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況に対応するため、授業を配信して、リモートで学習できるよう環境を整備しています。

### (2) 使用する際の主なルール

- 学習に必要なときに、必要な場所で使用し、先生の指示で画面の開け閉めを行う。
- 原則、自分が借りているタブレット端末を使用し、他の人と交換して使用したりしない。
- 授業と無関係のアプリを起動したり、授業と関係のない Web サイトを閲覧したりしない。
- 学習に必要なデータはタブレット端末には保存しない。
- 紛失や盗難、落下による破損など発生しないよう十分に気をつけ、責任をもって管理する。
- タブレット端末本体にペイントをしたり、シールを貼ったりすることは禁止。
- 故障や破損又は紛失があった場合は、すぐに教員や家の人に知らせる。
- 自分の ID やパスワードを第三者に教えることや、自分以外の人に使わせることは絶対にしてはいけない。
- 自分や他人の個人情報（写真や名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）はインターネット上に絶対に上げてはいけない。
- その他、著作権や肖像権の侵害につながるような行為はしない。

### (3) 保護者の皆様へのお願い

- お子様がタブレット端末を家に持ち帰った際は、次の日に学校で使用するために、御家庭での充電に御協力ください。
- タブレット端末を安心・安全・快適に使用するために、情報モラルや使い方について、ぜひ御家庭でも話し合ってください。お子様と一緒に御家庭でのルール作りをお願いします。
- タブレット端末は大切に扱うようお声がけをお願いします。タブレット端末は杉並区からの貸与品のため、乱暴な扱いや故意による破損・故障の際は修理等の費用を負担していただく場合があります。市販されているもので結構ですので、ぜひタブレット端末の収納ケースを御用意くださいますようお願いいたします。

### 3 生活時程と評価・評定

#### (1) 生活時程について

本校は、生徒の生活時程を次のとおり定めています。なお、45分授業を実施する日数は限定的で、別に月間行事予定表に示します。

一 時 程 表 一		
	50分授業	45分授業
登 校	8:00～8:25	8:00～8:25
朝学習・朝読書	8:25～8:35	8:25～8:35
朝 学 活	8:35～8:40	8:35～8:40
1 校 時	8:45～9:35	8:45～9:30
2 校 時	9:45～10:35	9:40～10:25
3 校 時	10:45～11:35	10:35～11:20
4 校 時	11:45～12:35	11:30～12:15
給 食	12:35～13:05	12:15～12:45
昼 休 み	13:05～13:25	12:45～13:05
5 校 時	13:30～14:20	13:10～13:55
6 校 時	14:30～15:20	14:05～14:50
帰りの学活	15:25～15:35	14:55～15:05
清 掃	15:35～15:50	15:05～15:20
一 般 下 校	15:50	15:20
最 終 下 校	18:30	18:30

※各校時の間の10分間は授業準備を含めた休み時間としていますが、校庭等で遊ぶことができる休み時間は、昼休みに限定しております。

#### (2) 評価・評定について

「評価」とは、各教科の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」を指します。観点は教科によって異なりますが、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点があり、3段階で評価します。

A：十分満足である      B：おおむね満足できる      C：努力を要する

「評定」とは、観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すために行う「5段階の評価」を指します。

5：「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの

4：「十分満足できる」状況と判断されるもの

3：「おおむね満足できる」状況と判断されるもの

2：「努力を要する」状況と判断されるもの

1：「一層努力を要する」状況と判断されるもの

なお、本校の教育課程の詳細は、御入学後の教育課程説明会で説明いたします。

## 4 中学校3年間の生活について

### (1) 学校納付金（学納金）について

本校の令和3年度の学校納付金は以下のとおりです。

第1学年	教材費 22,695円 納食費 62,478円 PTA会費 2,900円 計 88,073円
第2学年	教材費 35,550円 納食費 60,833円 PTA会費 2,900円 計 99,283円
第3学年	教材費 32,800円 納食費 60,504円 PTA会費 2,900円 計 96,204円

2学年教材費には移動教室費が含まれています。このほかに修学旅行費、部活動費などがかかります。

### (2) 学校行事について

本校では、健全な心身を育み、将来の可能性を広げるため、さまざまな学校行事を設定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により延期・中止する場合もございます。

月	全学年対象	第1学年	第2学年	第3学年
4	オリエンテーション 定期健康診断	入学式	始業式	始業式
5	前期生徒総会	フレンドシップスクール		
6	運動会、第1回定期考查		音楽鑑賞教室	第1回進路説明会
7	終業式、夏季ワーアップ教室 夏季三者面談		職場体験学習	
9	始業式、生徒会本部役員選挙 第2回定期考查			修学旅行
10	向陽祭			第2回進路説明会 秋季三者面談
11	後期生徒総会 第3回定期考查	校外学習	普通救命講習 校外学習	
12	冬季三者面談、終業式			
1	始業式		スキー移動教室	(推薦入試)
2	第4回定期考查			(一般入試)
3		修了式	上級学校説明会 修了式	卒業式

### (3) 本校の部活動について

本校では、生徒の活動への教員の協力のもと、令和3年度は次の部が開設され、活動しています。ただし、令和4年度もすべての部を同様に開設するとは限りませんので、予め御了承ください。

バレー部	バスケットボール部	野球部	卓球部
サッカーチーム	バドミントン部	ダンス部	硬式テニス部
吹奏楽部	美術部	陶芸部	ボランティア部

## 5 向陽中の生活指導

以下に示したものが、本校の学校生活における主なルールです。詳細につきましては、入学後の学級活動で新入生には指導いたします。保護者の皆様には第1回保護者会で説明をさせていただきます。

### (1) 服装・身なり等

#### ① 服装について

- ・普段の服装：派手でない中学生らしい私服で生活します。本校指定の標準服はありません。
- ・儀式や一部行事の服装：一般的な標準服に準じて、場にふさわしい服装を正装として着用します。また、  
本校指定の校章とクラス章を正装に身に付けます。(入学後配布します。)
- ・冬季の服装：派手でない中学生らしい防寒着を着用して登下校できますが、授業中には着用できません。

#### ② 身なりについて

- ・頭髪：染色、脱色はできません。中学生らしく質素で清潔に保って生活します。
- ・上履き：本校指定の上履きを履き、靴ひもをしっかりと結んでかかとを踏まないように使用します。
- ・外履き：運動靴もしくは革靴を履いて登下校します。(体育の授業時には、必ず運動靴で登校。)

#### ③ その他

- ・年度ごとに配布される生徒手帳は、身分を証明するものとして毎日持参して生活します。
- ・化粧や装飾品の着用もできません。

### (2) 登校・下校

①徒歩で通学し、自転車での通学はできません。登下校中の飲食や、店舗、公園等の立ち寄りもできません。

②午前8時20分までに登校し、午前8時25分までに自席に着席し、朝読書を自主的に始めます。

**8：25に着席していない場合は遅刻となります。**

③欠席や遅刻の連絡は、午前8時10分までに保護者の方が学校に連絡してください。

④下校時刻は6時間授業の月、火、木、金曜日は午後3時50分、5時間授業の水曜日は午後2時50分です。  
※短縮授業日や生徒会活動、部活動がある場合は、この限りではありませんので、学校から配布される行事予定表等で、その都度ご確認ください。

### (3) 持ち物

①以下に示すような学校生活に不要なものは、持ってくることができません。ただし、金銭など必要があつて持参する場合は、当日の朝学活前に学級担任に提出、または預けるようにしています。

- ◇携帯電話等の電子機器類、金銭、飲食物、装飾品、制汗剤。
  - ◇マンガ、週刊誌等の雑誌類や、携帯ゲーム機、カードゲーム、音楽機器等の遊び道具類。
  - ◇その他、刃物等の危険物や、学校生活に必要がないと本校が判断したもの。

②腕時計は、管理等を含めて自己の責任において持参することができます。

③電子辞書等の持参・使用については、教科の先生の指示に従うものとします。

④水筒、ペットボトル（必ずケースに入れる）は持参できますが、中身はお茶・水（糖分を含まないもの）、スポーツドリンクとします。

### (4) 部活動

①希望者のみ入部します。2つ以上の部への入部を希望する場合は、各顧問に相談してください。

②転部や退部は必要により認めていますが、3年間続ける気持ちで入部するようにしてください。

③活動時間は午後3時50分から午後6時00分までとしており、最終下校時刻は午後6時30分です。

# 6 いじめ防止基本方針

令和3年4月1日  
杉並区立向陽中学校  
校長 中谷 愛

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が制定され、「いじめ防止基本方針」の制定が義務づけられました。向陽中学校では、いじめ問題解決に向けて教職員、生徒、保護者・地域の皆様と共に取り組みたいと思い下記の基本方針を作成いたしました。

## 1. 方針

本校は、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの子供にも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなり得る」という認識に立ち、保護者・地域・教育委員会・関係機関と協働していじめの未然防止、早期発見、早期対応、解決に向けて以下のような方針を定め、「いじめ」対策に取り組む。

## 2. 組織

校長・副校長・生活指導主任・保健主任・教務主任・各学年教員・スクールカウンセラーで構成するいじめ防止対策委員会を設置する。この委員会は、担任、学年と情報を共有し、連携を密にしながら日常的、恒常にいじめ防止、解決に向けて組織的に対応する。必要に応じて特別支援コーディネーターやSSW（スクールソーシャルワーカー）等を加えることができる。

## 3. いじめ未然防止の取り組み

- (1) 学級活動の充実 よりよい生活や人間関係を築く力を育み、ルールや規範を守る意識を高める。
- (2) 道徳教育の充実 年2回の「命の教育」をはじめ道徳の授業の充実や人権教育の実践を進める。
- (3) 特別活動の充実 豊かな情操を育み、他者とのコミュニケーションを図る力を養う。
- (4) 教育相談の充実 年3回の生活アンケート（3年間保存）、QU調査や個人面談による生徒の人間関係を把握する。
- (5) 情報モラル教育の充実 SNSの扱い方等関係諸機関と連携して全校を対象とした授業を行う。
- (6) 生徒会活動の充実 「いじめ0%五か条」の浸透と実践のため生徒の自治活動を支援する。

## 4. いじめ解決への取り組み

- (1) いじめを発見した場合は管理職へ速やかに報告し、いじめ防止対策委員会を中心に全職員が情報を共有し、事実確認を行う。
- (2) いじめを受けた生徒、通報者の安全を確保し、生徒や保護者の支援を行う。
- (3) いじめが確認された場合、重大事態に対しては教育委員会への報告や調査、SSWや所轄警察署との連携により解決に取り組む。
- (4) いじめが解消した後も、3ヶ月間は経過観察を続け生徒理解に努めるとともに適切な指導を行う。

## 5. その他

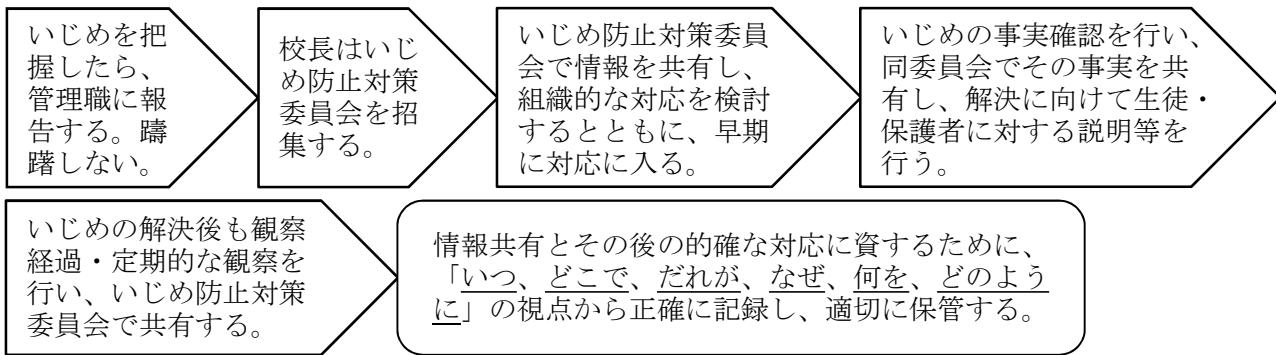
- (1) いじめが複雑化・多様化する中、いじめは「複合問題」の認識の下、保護者、学校運営協議会や学校支援本部をはじめ生徒の健全育成に関する諸団体と連携し、地域全体で解決に向けて取り組む。
- (2) 基本方針に基づく取り組みの実施状況について学校評価を行う。

## いじめ防止・解決に向けた教職員共通理解事項

いじめに対して学校が組織的に対応するために、この共通理解事項を定める。

1 いじめの芽をつむぐために、いじめかどうかわからない生徒の言動についても報告を躊躇しない。報告は多くてもよい。必ずいじめ防止委員会で話題にして検討する。

2 いじめの把握から組織的な対応の流れ



3 いじめを受けたり見たりした生徒が、そのことを相談したり伝えたりする場所として「いじめホットライン」を設ける。このホットラインはスクールカウンセラー（毎週火曜日）とする。

4 生徒に情報モラルを身に付けさせる SNS リテラシー教育を行うとともに、生徒・保護者に「SNS 向陽ルール」を周知し、生徒が SNS 上でトラブルを起こさないようにする。

### 『SNS 向陽ルール』（令和 2 年度改定）

- 1 家庭でのルールを決めよう
- 2 相手のことを考えて使用しよう
- 3 個人情報を載せないようにしよう
- 4 何かあったら家族や友達などに相談しよう
- 5 自分で責任をとれないことはやらないようにしよう

5 いじめを把握してからの学校の対応については、済美教育センターSAT に報告とともに、指導・助言を仰ぐ。また、いじめ対応に苦慮する場合には、「杉並区学校法律相談」に相談し、指導・助言を仰ぐ。

6 毎月開催の学校運営協議会において、いじめ情報を提供するとともに第三者の立場から意見をうかがう。

7 いじめに対する基本的な認識等については、杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成 29 年 8 月）により対応する。

## 7 感染防止のための新しい学校での生活様式

### 【登校時】

- ①起床後、すぐに検温と体調の確認をする。
- ②持ち物の確認（マスク・ハンカチ・ポケットティッシュ・水筒・健康観察記録用紙）
- ③登校8:25までに教室に入り健康観察記録用紙をすぐに提出。  
(その後は遅刻となります。)
- ④登校したら教室ですぐに手洗いもしくは消毒。

### 【学校内】

- ①咳エチケットとソーシャルディスタンス（給食のとき以外は常にマスクをつける！）
- ②身体接触も我慢する。（じやれたり、ベタベタしない！）
- ③物の貸し借りは禁止。（忘れ物をしない！）
- ④他クラスに入ったり、トイレや冷水機にたまらない。
- ⑤なるべく物に触れないようにしよう。
- ⑥手洗いと換気はこまめに。

#### 手洗いのタイミング

（登下校後・体育の後・トイレの使用後・給食前・掃除後・共用物使用後）

- ⑦換気は休み時間ごとに

（窓やドアの換気は先生方がしますので触れないように！）

### 【給食】

- ①密にならないよう手洗いは給食当番 → 各班ごと（トイレは給食後に！）
- ②給食当番は必ず自前のエプロン三角巾を持参。（忘れないこと）
- ③配膳と片付けは自分の分だけ。（給食当番の分は最後に配膳する）
- ④量が多いときには配膳の時に自己申告する。
- ⑤おかわりの配膳は、担任（副担任）が行います。
- ⑥マスクを外したら、絶対にしゃべらない。黙食をする。

### 【その他】

- ①体育があるときには体育着登校。運動中はマスクを外しポケットの中に入れておく。  
(授業後はすぐに手洗い！)
- ②冷水機は直飲み禁止で水筒に移すならばOK。
- ③下校時は廊下や昇降口にたまらずに速やかに下校しましょう！
- ④偏見や差別につながるような行為は絶対にしない。

## 8 特別支援教育、アレルギー対応について

### (1) 特別支援教育について

本校では、特別支援教室「学びの教室」が開設されています。週に一回、巡回指導教員が訪問してそれぞれのお子さんの困り感に応じた指導を行っております。入学後すぐ、継続して又は新しく特別支援教室での指導を希望される方は、在籍する小学校での手続きも必要となりますので、担任の先生もしくは特別支援コーディネーターまで御相談ください。

### (2) アレルギー対応について

令和4年1月ごろに、杉並区より就学通知書とともに「杉並区立中学校 アレルギー疾患への対応に関するアンケート調査」がご家庭に郵送されます。このアンケートは、アレルギー疾患への対応のための貴重な資料となりますので2月の第2回説明会の際に必ず全員ご提出いただきますようよろしくお願ひいたします。

ほかの区立学校と同様に、本校でも杉並区の「区立学校におけるアレルギー対応の手引き」をもとに、アレルギー疾患への対応を行っています。

- ① アレルギー対応食であることをよりわかりやすくするため、専用の食器とトレイの導入
- ② 朝、全教職員で本日のアレルギー生徒の確認
- ③ 各教室にアレルギー対応マニュアル等の掲示
- ④ アレルギー食対応の生徒であることを他の生徒とも共有
- ⑤ 配膳前に担任と該当生徒でアレルギー対応給食の目視での確認など給食室との連携
- ⑥ 内線電話を活用した、即対応できる体制の構築
- ⑦ 運動誘発を見据え午後の体育等の配慮・観察
- ⑧ 教職員のアレルギー対応のための研修（エピペンの使用も含む）

など、このほかにも生徒の状況に合わせて学校全体で守っていく体制を整え、アレルギー疾患のあるお子さんが安心して学校生活が送れるよう支援する取り組みを実施しています。